

お客さま各位:

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

『貿易外貨業務管理の更なる最適化に関する国家外貨管理局の通知』(匯発[2024] 11 号)の関連規定に基づき、「貿易外貨収支企業名録」の受理は外貨管理局から国内銀行に変更することになりました。

2024 年 6 月 1 日より、貴社は弊行で直接名簿登記業務(変更を含む)を行うことが可能となります。

一、新規登記時に、貴社は弊行に申請書を提出し、弊行は「数字外管」プラットフォームを通じて貴社の名簿情報を登録致します。システムより貴社の登録 ID と初期パスワードを取得後、貴社にご連絡致します。貴社は「数字外管」プラットフォームを通じて審査結果をご確認頂くことができます。既に外貨管理局にて名簿登録済、かつ登録抹消されていない場合、再度登記を行う必要はございません。

二、会社情報変更時に、貴社は変更事項発生日から 30 日以内に、弊行で変更手続きを行う必要があります。貴社の登録地が変更したことにより、所属する外貨管理局が変更となった場合、変更前の外貨管理局へ貴社より直接報告する必要がありますのでご注意ください。

三、登記抹消する場合、外管局の関連規定に基づき対応する必要があります。

本件についてご質問・ご不明の点等がございましたら、弊行の営業担当までご連絡ください。

宜しくお願い致します。